

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和4年度

設置者名	弟子屈町
施設名称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
設置場所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）
法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

I 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号。以下「平成9年改正法」という。）による改正前の法第15条の許可又は届出に係る産業廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

II 産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

下のとおり

目次

- 1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
- 2 最終処分場維持管理状況
- 3 最終処分場残余容量の測定
- 4 廃棄物の展開検査
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
 - (1) 地下水観測井（上流）
 - (2) 地下水観測井（下流）
 - (3) 浸透水観測井

1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量

単位：kg

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① 金属くず	3,090	2,460	15,520	8,030	1,090	5,480	1,950	4,080	9,380	6,410	1,380	6,850	65,720
② ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器	1,220	1,060	14,120	2,160	2,920	3,150	190	3,570	3,470	19,180	1,210	430	52,680
③ 工作物の除去に伴って生じたコンクリート	25,060	2,740	21,080	8,050	22,020	1,430	8,220	9,900	14,770	2,790	26,080	20,410	162,550
④ 舗装の破片	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 廃プラスチック類	3,910	3,390	7,640	4,050	1,380	2,260	3,110	3,980	12,450	10,490	7,320	11,330	71,310
⑥ ①～⑤の混合物	47,560	29,470	28,660	188,710	12,500	11,810	5,470	19,760	25,420	10,370	23,850	19,610	423,190
合計	80,840	39,120	87,020	211,000	39,910	24,130	18,940	41,290	65,490	49,240	59,840	58,630	775,450

2 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第7号）

維持管理の状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁等	点検日	4月27日	5月30日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月28日	1月30日	2月27日	3月31日
	異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
	必要な措置を講じた日												
	措置の内容												

3 最終処分場残余容量の測定

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号（第1条第2項第19号）

単位：m³

維持管理の状況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残余容量
残余容量	年1回	3月31日	315,729	104,509	211,219

4 廃棄物の展開検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ロ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	76回	57回	96回	81回	55回	45回	39回	64回	81回	57回	47回	70回	768回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日													

5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定記録等

(1) 地下水観測井（上流）

採水場所： 弟子屈町字美留和160番3

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月20日	3月16日
塩化物イオン[mg/L]	9	21	7	7	7	8	6	7	13	9	9	8
電気伝導率[mS/m]	22	18	13	13	11	13	13	13	21	19	20	17
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目		項 目		項 目	
採取した日	5月11日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン及びその化合物	< 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容	

(2) 地下水観測井(下流)

採水場所: 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月20日	3月16日
塩化物イオン[mg/L]	10	11	12	13	6	10	7	9	7	7	8	7
電気伝導率[mS/m]	52	49	58	69	15	21	24	20	36	36	66	35
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項 目		項 目		項 目	
採取した日	5月11日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン及びその化合物	< 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	1,4-ジオキサン	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容	

(3) 浸透水観測井

採水場所： 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月20日	5月11日	6月8日	7月6日	8月3日	9月7日	10月5日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月8日
結果の得られた日	4月27日	6月1日	6月17日	7月20日	8月12日	9月22日	10月20日	11月24日	12月15日	1月19日	2月20日	3月16日
生物化学的酸素要求量	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.8	0.7	1.2	0.6	0.7	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

② 年1回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項 目	項 目	項 目
採取した日	5月11日	トリクロロエチレン < 0.001
結果の得られた日	6月1日	テトラクロロエチレン < 0.001
アルキル水銀化合物	< ND(0.0005)	ジクロロメタン < 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素 < 0.0002
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1,2-ジクロロエタン < 0.0004
鉛及びその化合物	< 0.001	1,1-ジクロロエチレン < 0.01
六価クロム化合物	< 0.005	1,2-ジクロロエチレン < 0.004
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1,1,1-トリクロロエタン < 0.001
シアン化合物	< ND(0.1)	1,1,2-トリクロロエタン < 0.0006
ポリ塩化ビフェニル	< ND(0.0005)	1,3-ジクロロプロペン < 0.0002
		チウラム < 0.0006
		シマジン < 0.0003
		チオベンカルブ < 0.002
		ベンゼン < 0.001
		セレン及びその化合物 < 0.001
		1,4-ジオキサン < 0.005
		塩化ビニルモノマー < 0.0002
		異常の有無 無
		必要な措置を講じた日
		講じた措置の内容